

「臨時福祉給付金(経済対策分)」に関するお知らせ

◇問い合わせ◇ ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内) ☎ 893-3818 ☎ 893-3810

臨時福祉給付金(経済対策分)について、**4月25日(火)**から申請受付を開始しています。給付金を受け取るには、申請手続きが必要です。



1 給付の目的

平成26年4月に実施された消費税増税に伴う所得が少ない方への影響を緩和するために実施します。

2 支給要件及び支給額

【支給対象者】

平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない方で、基準日(平成28年1月1日)に、いの町に住民票がある方です。ただし、次の(1)(2)いずれかに該当する方は、対象となりません。

- (1) 平成28年度分の住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族など
- (2) 生活保護制度における被保護者など

【支給額】

1人につき15,000円(1回限り)

3 給付金申請書の発送について

支給対象となる可能性がある方には、4月24日(月)ごろに申請書などを郵送しています。

- ※申請書が届いても審査の結果、給付金の対象とならない場合があります。
- ※また、最近遡って確定申告をされた方など、支給対象となる方でも申請書が届かない場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

4 支給申請の手続きについて

送付された申請書に必要な事項を記入・押印の上、必要書類を添付して申請してください。記入方法や必要書類については、申請書に同封している記入要領などを参考にしてください。申請内容を審査後、支給対象となった方には「支給決定通知書」を、支給の対象とならなかった方には「不支給決定通知書」を送付します。

給付金の支給は5月から順次行います。

5 申請方法

【郵送申請】

申請書に同封する返信用封筒で申請書・必要書類などを郵送してください。

【窓口申請】

- ・ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)
- ・本庁 給付金受付窓口(2階)
- ・吾北総合支所 住民福祉課
- ・本川総合支所 住民福祉課



6 申請期限及び受付時間

申請期限：9月29日(金)

受付時間：8：30～17：15
(土、日、祝日を除く。)

※ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)のみ、5月14日(日)にも8：30～17：15で受付します。

※申請期限外の申請は、原則受付できませんのでご注意ください。

※郵送申請の場合は、9月29日(金)の消印まで有効とします。

7 ご注意

- ・申請期間などは、各市町村により異なります。いの町以外が申請先になる場合は、事前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認をお願いします。